

## 岩手県告示第800号

情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。）第3条第1項の規定により、情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準等を次のように定め、情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成12年岩手県告示第886号）は、廃止する。

平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 1 競争入札参加資格基準

- (1) 営業に関し法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあつては、許可等を受けていること。
- (2) 規程第2条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に必要な知識及び技能を有する要員を確保していること。
- (3) 過去2年間に業務に係る実績を有していること。
- (4) 規程第9条第1項の規定に基づき資格の取消処分を受けた者にあつては、その処分の期間を経過するまでの間は、規程第3条第1項に規定する資格審査を受けることができない。

### 2 資格審査の申請の方法

#### (1) 提出書類

- ア 別に定める様式による情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書
- イ 別に定める様式による営業概要書
- ウ 別に定める様式による使用印鑑届
- エ 法人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し
- オ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては営業証明書
- カ 納税証明書（申請日の属する年の直前1年間における岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条各号に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）
- キ 権限を支社長等に委任する場合にあつては、別に定める様式による委任状
- ク その他知事が必要と認める書類

#### (2) 提出書類の作成に用いる言語等

- ア (1)アからエまでの書類は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類であつて外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 金額欄については、日本円の金額を記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

#### (3) 申請の方法

- ア 岩手県総務部法務学事課に提出書類を直接持参し、又は郵送すること。
- イ 宛先を明記した通信用封筒（郵便切手を貼付したもの）を添付すること。

#### (4) 提出部数 1部

### 3 資格審査の結果の通知 審査の結果は、申請者に文書で通知する。

### 4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後、次に掲げる事項に変更があつたときは、別に定める様式による情報システム開発業務委託契約競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 主たる事務所又は事業所の所在地

- (3) 電話番号又はファクシミリ番号
- (4) 代表者
- (5) 使用する印鑑
- (6) 代理人
- (7) その他営業内容についての重要事項